

令和5年度 春の側溝清掃（土砂・汚泥回収日程）のお知らせ

問まちづくり支援課 ☎ 51-6726

対象地区	回収日程
東二十一～二十四番町、ひがしの一・二丁目、一本木沢一・二丁目、一本木沢、下平、藤高、里ノ沢、しらかば団地、牛泊	4月10日(月)～13日(木)
稲生町、東一～三番町、東十一～十三番町	4月17日(月)～20日(木)
西一～三番町、西十一～十三番町、西二十一～二十三番町	4月24日(月)～27日(木)
西金崎、本金崎、上平、南平、長根尻、八郷、ニュー若葉	5月8日(月)～11日(木)
元町西一～六丁目、元町東一～五丁目、北平、北斗、井戸頭、千歳森、後野、七郷	5月15日(月)～18日(木)
穂並町、東四～六番町、東十四～十六番町、西四～六番町、西十四～十六番町、並木西、西小稲、日の出町、朝日ヶ丘、一本木、白上中通り、小林	5月22日(月)～25日(木)

◆空き瓶、空き缶、紙、プラスチックなどのごみは可能な限り除去し、落ち葉と土砂はより分けてください。落ち葉や雑草などは、燃えるごみのごみ袋に入れて、別途処分してください。

◆収集車は各通りを一度だけ回収します。泥上げは必ずそれぞれの回収開始日の前日までに終わらせてください。

◆土砂・汚泥は、高さ30cm程度の円すい型などにまとめて置いてください。また、危険ですので交差点から5m以上離して置いてください。

◆土砂・汚泥は草の上に置かず、アスファルトなどの平坦な道路脇の、見えやすく分かりやすい場所に置いてください（電柱の脇などは死角になる恐れがあります）。また、段ボールや肥料袋に入れしないでください。

◆国道・県道の清掃を実施する町内会は、国・県に回収を依頼しますので、事前にまちづくり支援課へご連絡ください。

期間外の清掃については回収できません。毎年、回収日の間違いがみられますので、日程をよくご確認ください。

令和5年度国民年金保険料学生納付特例の申請受け付け中

学生納付特例制度は、20歳以上の学生で所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、在学中の保険料納付が猶予される制度です。学生で20歳になる人は、誕生日の前日以降に申請が必要です。**持ち物** ▶基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの▶在学証明書（原本）または学生証の写し（両面）▶本人確認書類（マイナンバーカードなど）

※世帯が異なる人が代理で申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類が必要です。

※令和4年度の学生納付特例を2月末までに承認された人で、4月以降も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からはがきを送付されます。令和5年度も申請する人は、はがきを返送してください（はがきで申請した場合は、窓口での申請の必要はありません）。※令和3年度、4年度の申請をしていない場合はご相談ください。

問市民課 ☎ 51-6753

八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

4月から国民年金の保険料が変わります

変更後保険料 月額 16,520円

4月上旬に日本年金機構から国民年金保険料納付案内書（納付書）が郵送されます。

割り引きになる前納の納付書も同封されますので、ご利用ください。

問市民課 ☎ 51-6753

八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

公共施設の予約や空き状況の確認ができます

スマートフォンやパソコンなどで公共施設の予約や空き状況の確認ができる「公共施設予約システム」を運用しています（従来通り、窓口での予約も可能です）。

システムから予約する場合は利用者登録が必要です。詳しくは市ホームページまたはQRコードからご覧ください。

利用可能時間 24時間（メンテナンス時を除く）

問予約については各施設へお問い合わせください。

情報政策課 ☎ 51-6785

公共施設予約システム▶



町内会やボランティア活動中の事故を保険でサポートします

対象 市民活動を行う町内会やボランティアサークルなどの団体や個人 ※祭りや運動会などの一般参加者や観覧者は対象となりません。

対象となる活動 町内会活動やボランティア活動など、自発的、計画的、継続的に行う非営利の公益的な活動

※事故が起きたときには、まちづくり支援課までご連絡ください。活動の内容によっては、保険の対象外となる場合がありますので、活動を計画するときにご相談ください。※補償内容など詳しくは市ホームページをご覧ください。

問まちづくり支援課 ☎ 51-6725

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する制度（相続土地国庫帰属制度）が全国の法務局で始まります

開始日 4月27日(木)

※詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

問青森地方法務局

☎ 017-776-6231（自動音声案内2番）